

# ■ 増改築時の既存建築物側の昇降機の構造規定 ①

原則

法3条\_3項\_三、四号

既存部分も含めて現行法規を遵守すること

緩和

法86条の7

1項 …… 法20条(構造耐力)に対する緩和

2項 …… エキスパンションジョイントで分離

3項 …… 法34条\_1項(昇降機) 遡及しない

UCMP、地震時管制等は遡及しない

※法20条からの緩和規定(条件)なので、  
建築確認申請時に審査される  
(審査するのは構造担当or設備担当…不明)

既存昇降機の新法対応(条件)

告示566号\_第1\_二号\_ハ

- ① 令129条の4……強度関係の規定
- ② 令129条の5……積載荷重の規定
- ③ 令129条の8\_1項……移動・転倒の防止
- ④ 令129条の12\_2項……エスカレーターへの①②の準用

緩和の条件

令137条の2\_1項

- 一号 …… 既存の1/2を超える増改築時の緩和
- 二号 …… エキスパンションジョイント分離した場合の緩和
- 三号 …… 既存の1/2以下の増改築時の緩和(旧一号)
- 四号 …… 既存の1/20以下かつ50㎡以下の増改築の緩和(旧二号)

New!

New!

※トラスのかかり代等に関する新告示についても④より遡及すると考えられる

⑤ 令129条の6\_1項\_一号⇒告示1455号第1……かごの構造の一部  
(一号～三号、五号～七号+かごパネルの強度確認(四号ではない))

※照度(八号)、天井高さ(九号)及び第2(戸閉力(150N)、反転装置等)は遡及しない

# ■ 増改築時の既存建築物側の昇降機の構造規定 ②

## 既存遡及しない独立部分 (構造関係)

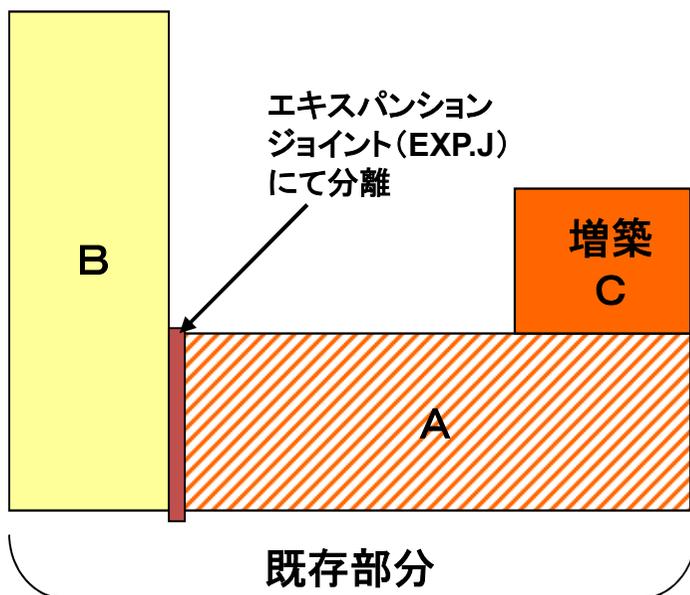
【法86条の7、令137条の14】

増築Cに対して…

- ・既存Aは構造関係について既存遡及する
- ・既存Bは構造関係について既存遡及しない

※増築C接続方法等における既存Aに適用される耐震基準については、前頁①を参照

※前頁①における増築Cに対する面積計算については、A+Bの面積を対象とする



## 段階的な改修を可能とする措置

【法86条の8、令137条の14】

